

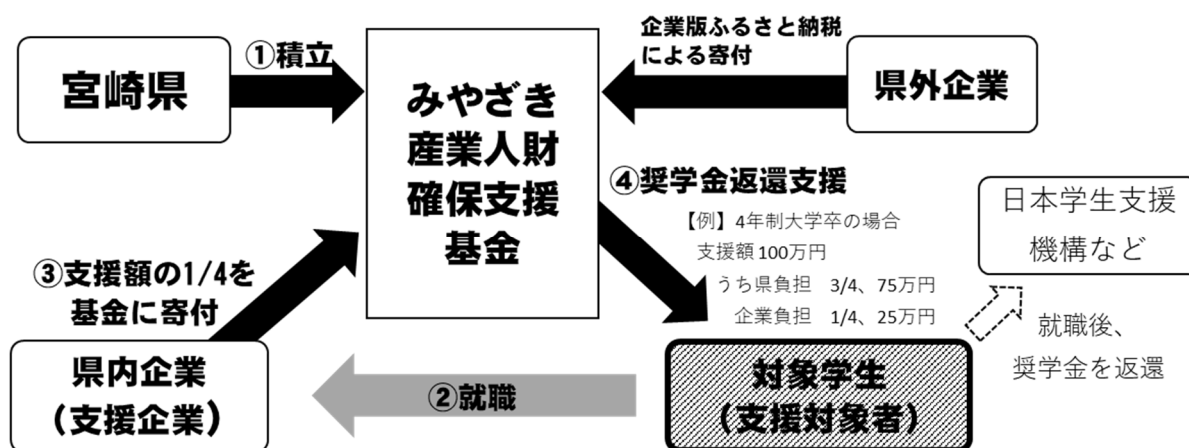
令和4年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者募集要項

1 趣旨

地方における人口減少が大きな問題となる中、本県経済の活性化を図るため、若者の宮崎県内企業等への就職・定着を促進し、これからの地域や産業の担い手を確保することは重要な課題となっています。

そこで、宮崎県では、県内企業等に就職する若者の奨学金の返還を支援する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、令和5年度に就職を予定している方の中から、次のとおり支援対象者を募集します。

2 本事業のイメージ



3 募集対象者

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程）の令和4年度卒業予定者又は既卒者
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金又は宮崎県奨学会奨学金の貸与を受けている（受けていた）者であって、返還を滞納していない者
- (3) 令和5年度中に、別表「認定企業一覧」中の企業に正規雇用により就職する者
- (4) 就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内である者

4 募集人員

40名程度

5 応募期間

令和5年1月31日（火）まで（必着）

6 返還支援金の交付

本事業による返還支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の返還総額のうち元本

相当額の2分の1又は次の表に定める支援限度額のいずれか低い方の額とし、県は、交付申請のあった学生等に対し、本事業の支援企業に就職してから一定期間が経過した時点において、同表に定めるとおり返還支援金を交付します。

※奨学金には、入学時特別増額貸与奨学金を含みます。

(表) 返還支援限度額及び交付額

	支援限度額 (円)	交付額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院・6年制大学	1,500,000	返還総額のうち 元本相当額の2 分の1又は支援 限度額のいずれ か低い方の額に 0.3を乗じて得 た額	返還総額のうち 元本相当額の2 分の1又は支援 限度額のいずれ か低い方の額に 0.3を乗じて得 た額	返還総額のうち 元本相当額の2 分の1又は支援 限度額のいずれ か低い方の額か ら、1年経過時 及び3年経過時 に交付した額の 合算額を控除し て得た額
4年制大学	1,000,000			
短大・高専・専修学校 専門課程	500,000			

【例 4年制大学を卒業した支援対象者に対して返還支援を行う場合】

1 支援額の考え方

借り入れた総額の2分の1と支援限度額を比較し、低い方が支援額となる。

2 算定の例（在学中に総額240万円の貸与を受けた場合）

貸与額：240万円（元本相当額）

支援額：240万円 × 1/2 = 120万円 > 100万円（支援限度額）

よって、100万円が支援額となる。

3 支援金交付の例

1年経過時： 30万円（うち支援企業負担分7.5万円）

3年経過時： 30万円（うち支援企業負担分7.5万円）

5年経過時： 40万円（うち支援企業負担分10万円）

合 計： 100万円（うち支援企業負担分25万円）

7 応募の方法

次の書類一式を、下記9の応募先まで持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

※ 電子メールで提出する場合は、添付書類も含めたすべての書類をスキャン等によっ

て電子データ化し、提出してください。また、メール送信後一週間が経過しても書類を受け付けた旨の返信が届かない場合は、電話等で御連絡ください。

(1) 大学等の在学生

- ア 認定申請書（別記様式第5号）
- イ 支援企業推薦書（別記様式第6号）
- ウ 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの（貸与機関が発行したものに限る。）
※複数借り入れている場合は、すべての証明書を添付すること。
- エ 大学等の卒業見込証明書
- オ 学業成績証明書（直近のもの）

(2) 大学等の既卒者

- ア 認定申請書（別記様式第5号）
- イ 支援企業推薦書（別記様式第6号）
- ウ 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの（貸与機関が発行したものに限る。）
※複数借り入れている場合は、すべての証明書を添付すること。
- エ 大学等卒業証明書・修了証明書の写し

8 支援対象者の決定

上記7の提出書類をもとに、総合的に勘案して選考の上、文書で通知します。（令和5年3月を予定）

なお、支援対象者決定後、次の事由に該当した場合は、支援対象者の取消事由にあたりますので、御注意ください。

- (1) 奨学金の貸与を取り消された場合
- (2) 認定を受けた年度中に大学等を卒業できなかった場合
- (3) 予定していた時期に支援企業に就職しなかった場合
- (4) 支援企業に就職後5年を経過する前に離職した場合
- (5) 就業地域が宮崎県内でなくなった場合（ただし、県内の事業所に在籍したまま県外への長期出張や研修に参加するなど、合理的な理由による一時的な場合は除く。）
- (6) 奨学金の返還が滞った場合
- (7) 奨学金の返還が免除された場合
- (8) その他、決定を取り消すことが相当であると知事が認めた場合

9 応募先・問合せ先

宮崎県総合政策部 産業政策課 産業人財担当（担当者：田中）

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7967

電子メール：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp